

長野県みどりの食料システム戦略推進計画の概要

(長野県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画)

第1 長野県の環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な方針

1. 長野県農林業分野における環境負荷低減の意義

農業分野

- 農業生産活動の持続的な発展のためには、農業分野における温室効果ガスの排出量の削減や化学合成農薬・化学肥料の削減などの「環境負荷低減」の取組を通じて、農業生産に起因する環境負荷の低減を図ることが必要

林業分野

- CO₂の吸収源対策として間伐等の森林整備が推進される一方、バイオマスエネルギーの活用などの「環境負荷低減」の取組によるCO₂の排出削減など、地球温暖化防止に向けた森林の働きが注目されている

2. 2050ゼロカーボンの実現を目指した農林業分野におけるアクション

- 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた施策を総合的・分野横断的に推進するため、令和3(2021)年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」を策定
- 本戦略では再生可能エネルギーの普及拡大のほか、エシカル消費、プラスチック資源循環、森林整備によるCO₂吸収・固定化、農業生産現場における取組等の施策も位置づけ

3. みどりの食料システム法に基づく長野県基本計画

計画の位置づけ

- 本計画は、本県農林業における「環境負荷低減」の取組の促進に関する基本的な指針として示すため、長野県と県内77市町村が共同で策定

計画の期間 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで

4. 長野県農林業における環境負荷低減の取組状況と対応方向

取組状況

- 有機農業をはじめとする環境にやさしい農業を促進するとともに、アンケート調査により約3割の学校給食において有機農業で生産された農産物を活用している実態等が判明
- 林業分野では、間伐などの森林整備と県産材の利用拡大の取組を進めた

対応方向

- 環境負荷低減の取組の推進にあたっては、生産力向上と持続性の両立が不可欠であり、本県として特に促進したい環境負荷低減事業活動の内容等を具体的に本計画に定める

第2 長野県の環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

1. 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

指標名	基準	目標
化学合成農薬・化学肥料の使用を原則50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	2,465ha (R3)	3,700ha (R9)
オーガニックビレッジ宣言をした市町村数	－ (R3)	10市町村 (R9)
産業部門における温室効果ガス総排出量	3,800千t-CO ₂ (H22)	1,733千t-CO ₂ (R12)

2. 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1)土づくり、化学合成農薬・化学肥料の使用削減の取組を一体的に行う事業活動

- 土壌診断に基づく施肥設計の見直しや地域資源を活用した堆肥等の有機質肥料への転換、耕種農家に求められる堆肥生産の取組
- 総合的病害虫・雑草管理の導入など、過度に化学合成農薬に頼らない防除技術の取組
- 産地が地域ぐるみで取り組む環境にやさしい農業への転換の取組

(2)温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- 営農活動により発生する農地土壌からの温室効果ガスの低減に寄与する環境にやさしい農業の取組
- 温室効果ガス排出量の少ない省エネ型機械・機器などの導入

(3)その他、環境負荷低減に資する事業活動

- 柿の皮やワインの搾りかす等の給与により牛のげっぶに含まれるメタン排出抑制の活動
- 果樹せん定枝やもみ殻等の未利用有機質資源を活用した炭素貯留の活動
- 生分解性マルチの利用促進や、生分解性ネット等の新たな生産資材の検討 等

3. 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

(1)佐久市望月地区

区域設定の理由

- 当該区域の「望月土づくりセンター」では、ペレット堆肥などの製造・流通・販売を強化するため、プロジェクトチーム（構成：JA佐久浅間、JA全農長野県本部、佐久市等）を立ち上げて検討しており、基盤確立事業として認定を受けて取り組まれていることから、当該区域においてペレット堆肥の利用をモデル的に進めるために特定区域を設定

特定環境負荷低減事業活動の内容

- 当該区域のあらゆる栽培品目に対し、環境負荷の低減に資する先端的な技術として、土壌診断と合わせて、有機質資材であるペレット堆肥の施用による土づくり及び化学合成農薬・化学肥料の使用を減少する取組

4. 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(1)地球環境に配慮し持続可能な農業を実現するための技術開発

- 中干し期間など水管理等による水田からのメタン削減技術など地球温暖化に対応した技術や、ペレット堆肥による野菜等の減化学肥料栽培技術など環境負荷低減技術の開発等

(2)生産性向上技術や持続可能な農業技術の迅速な普及

- スマート農業技術や持続可能な農業のための環境にやさしい農業技術の活用の推進等

5. 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

(1)農業版エシカル消費の推進

(2)有機農産物など環境にやさしい農産物の消費拡大

6. 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1)県の推進体制

(2)県、市町村、農林業者、農林業関係団体、流通事業者、消費者等の相互連携・協働